

## 「浦添の物産と観光展 in 横浜チャンプルーカーニバル」 展示品募集要項（案）

「浦添の物産と観光展 in 横浜チャンプルーカーニバル」において、市産品の展示を行うため、その出品募集を行う。

### 実施内容

場 所：神奈川県横浜市西区（クイーンズサークル）

ブース面積：180cm×60cm テーブルの1台の6分割

開催期間：10月18日（土）・19日（日）2日間

開催時間：11:00～19:00（予定）

出品事業者：6事業者

展示品数：スペース範囲内

### 1. 出品対象者（資格要件）

#### <物産の部>

- 浦添市観光協会会員であり、本企画に適する事業所。
- 浦添市内に事業所を有する製造業者等
- その他主催者が認めた者

#### <観光の部>

- 浦添市の観光につながるスポット等を紹介

### 2. 出品要項

#### ①対象品

- 市内事業所が生産または加工した製品
- 法令の定めにより許可等を必要とする場合は、当該の許可を受けた製品

#### ②出品採用基準

- 品質が優れ、地場産品としての好評を得る製品
- JAS法、食品衛生法、計量法、家庭用品品質表示法、不当景品類および不当表示防止法等の関係法令に違反しない製品
- 意匠、技術、色彩等が優良である製品

#### 出品物の表示についてのお願い

- 消費者の食品の品質及び安全性や健康に対するニーズが高まりをみせていることから、JAS法及び食品衛生法に基づく表示や販売を遵守していただきます。
- 出品の最中でも、食品表示、販売方法等について監督官庁等の指摘を受けた場合は、出品を中止させていただく場合があります。

#### ④展示内容

- 製品サンプルもしくは、パッケージ（点数は要相談）
- 販売促進係る、印刷物500部以内（会場でPRは実施しますが手渡し配布までに対応しかねる場合がありますの予めご了承ください。）
- のぼり等の大型販促物は取り扱わない。

③その他

1. 製品の食品等を認める
  2. 健康食品、健康器具での「効果・効能」表示は禁止
  3. 暴力団と関わりがないこと。この事項に違反した場合は、出品を中止しても異議を申し立てないこと
  4. 本規定に違反した者は、違反金 50,000 円を支払うこと。さらに次回からの「浦添の物産と観光展」への出品資格を失うものとする
3. 出品に関する費用等
2. 商品の送料は、納品（梱包含む）・返品ともに出品者負担とする。
  3. 保冷管理の必要な商品は出品できない。
  5. 1 事業者あたりの商品の陳列スペースは調整の上、決定とする。
4. 出品募集期間  
浦添市観光協会のホームページにて募集要項・申込書・承諾書を掲載して告知を行い、募集期間は平成 26 年 9 月 29 日（月）～10 月 3 日（金）の 9：00～17：00 までとする。  
※出品スペースに限りがあるため 6 事業者の募集となり、応募多数の場合は抽選となります。
5. 提出書類  
①出品申込書 ②承諾書 ③保健所の営業許可書（写し）
6. 出品説明会：後日、通知。
7. 応募方法  
出品申込書に必要事項を記入の上、FAXまたは観光協会窓口までお持ち下さい。  
出品説明会開催までに FAX で申込書を頂いた方は、押印した原本は出品説明会時に提出して下さい。
8. 展示品の保安  
会場で保管
9. 納品  
商品納期：平成 26 年 10 月 17 日（金）17：00 必着  
納品先：調整中のため、出品が決まった事業者様に後日連絡します。
10. その他  
本要項に定めのない事項については、説明会の際に協議の上定める。
11. 連絡先  
浦添市観光協会  
TEL：098-876-1234（内 3167）／FAX：098-876-9467 担当：宮平